

# 公立高等学校の教職員定数改善に関する提言

## ～全国の公立高等学校における教育の質を確保するために～

“A Proposal on Improving Teacher Allocation in Public High Schools in Japan”

～For Ensuring the Quality of Education at Public High Schools Across Japan～

織田 敦  
Atsushi ODA

Public high schools in Japan face very difficult situations in recent years. The working conditions in public high schools in Japan are as hard as in elementary schools and junior high schools. Also, they are facing a reduction of teachers due to shrinking number of students caused by the declining birthrate. In addition, they are being affected by the “tuition-free policy” for private high schools that began in fiscal year 2026.

In order to keep the quality of education and improve working conditions of teachers working at public high schools, it is necessary to revise the High School Standards Act. Although the need for the revision has been pointed out, sufficient discussion has not been taken place regarding which parts of the law contain what kinds of problems. In the light of the current situation of public high schools and the expectations the government has placed on them, the time has come to engage in thorough debate and move forward for the revision of the law.

### 1. はじめに

全国の公立高校はこれまで、日本及び地域を支える人材を育ててきた。大都市部や主要都市には私立高校も多いが、全国的に見れば多くの地域において高校教育の中心を担っているのは公立高校である。2025 年度の学校基本調査<sup>1)</sup>によれば、全国の公立高校で学んでいる生徒数（全日＋定時）は 1,867,684 人であり、私立高校で学んでいる生徒数（全日＋定時）997,917 人の倍近い。学校数についても、公立（全日＋定時＋併置）は 3,426 校、私立（全日＋定時＋併置）1,320 校と、公立高校が圧倒的に多い。しかし、全国の公立高校は、2026 年度から始まった私立高校の授業料実質無償化の影響を受けるとともに、少子化による生徒数の減少により、教諭定数の減少に直面している。

また、ここ数年、教員の長時間労働問題への世間の関心は非常に高まっており、学校の働き方改革や教員の勤務環境整備に関する議論が活発に行われている。永岡元文部科学大臣（当時）が 2023 年 8 月 29 日に示したメッセージ<sup>2)</sup>には、教師を取り巻く環境整備について国が率先して取り組むこと、50 年ぶりの抜本的改革を行うこと、さらには大幅な教職員定数の改善を行うことが述べられている。しかし、議論の中心は小中学校であり、中教審の分科会が 2023 年 8 月 28 日に示した「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」<sup>3)</sup>でも、具体的な事柄は小中学校の内容である。高校は小中学校と比較して余裕があるわけではないが、中教審等の文部科学省における議論では、高校の勤務環境の改善について十分な議論が行わ

れているとは言えない。そこで、地域と日本を支える人材をこれからも育てていくために、公立高校の定数改善について議論が行われ、実現されることを目的として提言を行う。

### 2. 高校教員の勤務環境について

「高校の教員は小学校と比べて余裕がある」というイメージを持っている人は少なくないと思われる。高校教員が教える教科は基本的に 1 教科で、給食指導はなく、中学校の方が生徒指導は大変、というあたりがその根拠であろう。しかし、実際に高校で勤務をすると、高いレベルで教科の専門性が求められ、テストの回数は多く、進路指導は就職から難関大学への受験まで多岐に渡り、生徒の抱える課題は深刻なケースがあり、加えて部活が熱心に行われている学校が多く、放課後や週休日を業務があることが多いので、「高校は小中学校より楽だ」とは言えないと感じる。

では、実際の状況はどうか。教員の業務には様々な側面があり、業務時間、業務量、自分の裁量で使える時間、週休日が確保できるかなど、様々な要素から考察する必要があるが、客観的に用いることができるデータは限られているため、文部科学省が 2022 年に実施した教員勤務実態調査<sup>4)</sup>を用いて、教員の在校等時間について考察する。この調査によると、小中高の教諭の一日当たりの平均在校等時間（分）は表 1 のようになる。

【表1 小中高教諭 在校等時間比較 一日あたり】

| 適用/校種 | 小学校 | 中学校 | 高校  |
|-------|-----|-----|-----|
| 平日    | 645 | 661 | 606 |
| 土日    | 36  | 138 | 134 |

このデータから、週あたりの在校等時間を計算すると、表2のようになる。

【表2 小中高教諭 在校等時間比較 週あたり】

| 適用/校種 | 小学校   | 中学校   | 高校    |
|-------|-------|-------|-------|
| 平日    | 3,225 | 3,305 | 3,030 |
| 土日    | 72    | 276   | 268   |
| 合計    | 3,297 | 3,581 | 3,298 |

注)「平日」は表1の「平日」を5倍、「土日」は表1の「土日」を2倍、合計は「平日」と「土日」を合計した。

平日の在校等時間平均だけを比較すると小学校教諭の方が高校教諭より39分長い、土日を合計すると、週あたりの在校等時間は小学校教諭よりも高校教諭の方が長い。中学校教諭はさらに長時間、業務に従事しているが、中学校では部活動の地域移行や外部委託化が急速に進んでおり、逆に高校ではあまり進んでいないので、今後は中高の差が小さくなっていくと考えられる。いずれにせよ、この調査結果を踏まえれば、高校教諭の勤務環境の改善についても小中学校と同様に検討する必要がある。

文部科学大臣(当時)のメッセージには、「大幅な教職員定数の改善」という表現が含まれている。しかし、その後の中教審提言<sup>9)</sup>において、高校の定数改善は全く触れられておらず、議論は小中学校が中心である。もちろん、学校では様々な点で業務改善が必要であるが、高校ではここ数年、業務改善とは異なるベクトルへの対応が行われている。第一に観点別評価の実施及び「主体的、対話的で深い学び」を促進するための授業改善、第二に多様化・複雑化する大学入試、第三に「総合的な探究の時間」の実施である。現場としては一つ一つの改革の意義を認めるところであるが、そのための人的支援がないことは現場の負担を増やす結果となっている。日本の教育行政にコストパフォーマンスの考察がないことの問題点について刈谷剛彦氏が言及しているように<sup>10)</sup>、何らかの政策を行うのであれば、本来はそれを生み出すのにどれだけのコストが必要かを把握し、必要な財政措置を講じるべきであろう。

### 3. 高校の職場環境改善に向けて 一定数改善の必要性

日本大学の広田照幸教授は、高校教員の長時間労働問題に関する考察を行っている<sup>7)</sup>。生徒の指導とは関係の薄い業務の時間を半減させた場合、成績処理の効率化と部活動の外部委託を進めた場合、学校行事にかかる時間を半減させた場合など、「働き方改革」で長時間労働をどこまで減らせるかについて、いくつかの想定で試算を行っているが、全てを行っても、業務が勤務時間内に収まる結果にはなっていない。広田教授は、それに加

えて教員の持ちコマ(授業担当時間)を減らした場合についても試算している。その結果、上記想定全てを行った上で、一人あたり一日平均0.4コマ減らすとほぼ勤務時間で業務が終了し、0.6コマ減らすと学校行事等が現状のままでほぼ勤務時間で業務が終了することが示された。広田教授はさらに、教員の持ちコマを一日平均1.0コマ減らすと30分程度の勉強時間を確保できることを示し、『『思考力・判断力・表現力』を育むような質の高い授業をやる教員、AI技術の進化に伴って次々と登場する新しい機器やコンテンツを使いこなす教員になってもらうためには、そのための時間の確保が必要である。』と述べている。つまり、高校の職場環境改善のためにも、教育の質の担保のためにも、教員の持ちコマを減らすこと、教員に余裕を持たせることが必要だ、ということである。そのためには高校の教員数を増やすこと、別の言い方をすれば、高校の教諭等の定数を改善することが必要である。

では、どうしたら定数改善ができるのか。公立高校の場合、2つの方法がある。1つ目は所管する教育委員会(都道府県の場合は都道府県教育委員会)が独自で加配措置を行う方法である。多くの教育委員会では、公立高校の定数は都道府県等(等は市町を含む。以下同じ)の首長部局との財政協議によって定められるので、首長部局がその重要性を認め、予算を確保すれば改善ができる。ただし、公立高校の教職員の人件費は地方交付税で措置されており、国が措置する人件費を大幅に超えた予算を確保するためには、当該都道府県等にとって教員の加配のための予算の優先度が他の項目よりも高くならねばならず、首長部局との厳しい財政協議が必要となる。財政的に余裕がある都道府県等であれば単独の予算化は可能であろうが、残念ながら多くの都道府県等にはそれだけの財政的な余裕がないので、結果的に多くの教育委員会は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」<sup>8)</sup>(以下「高校標準法」という)を超える定数を確保することができない。このために生じる教諭等配置の格差はそのまま、都市部と地方の高校における教育格差の一つとなっている。

2つ目の方法は、「高校標準法」そのものを改正することである。この法律は公立高校に勤務する教職員の人件費の算定根拠となっており、多くの各都道府県等での財政協議もこの法律をベースに行われるので、法律が改正され、かつ必要な人件費が地方交付税で措置されるようになれば、財政的に厳しい自治体においても定数改善を行うことができ、全国的に改善を行うことができる。このことは、地域による教育格差の解消につながり、地方で学ぶ高校生の学習機会の確保を図ることができる。この点から、「高校標準法」の改正による定数改善は、全国においてこれからの世代を育成していくために、国が責任を持って取り組むべき課題であると考えられる。

定数改善については、「教員の定数を改善しても、人材を確保できないのではないか」という意見もある。確かに、ここ数年の教員不足は大変厳しい状況にあり、全国の学校で欠員が生じている。文部科学省による実態調査<sup>11)</sup>によると、2025年5月1日現在で、小学校1699人、中学校1,031人、高校508人、特別

支援学校 589 人の欠員があり、教員不足が顕著になっている。加えて、学校では年度途中の特別休暇、休職、休業の代替講師が見つからないことが多く、実際の欠員はこの数字を大きく上回ることが推察される。この状況では、定数改善が行なわれたとしても必要な教員数を確保することは簡単ではないだろう。しかし、学校の勤務環境の劣悪さは現時点でも相当なレベルであり、それが教員免許所有者及び教員免許取得希望者を教職から遠ざける一因になっていることを考慮すると、教諭等定数の改善は学校の勤務環境を改善する重要な要因となりうる。そして、学校の勤務環境が改善すれば、教育そのものは魅力的な仕事であるから、教員を目指す人が増加する可能性は高い。若者と日々、学校で一緒に過ごし、彼らの成長を支え、彼らの未来を作る仕事は、地域や日本の未来を作る仕事でもあり、大変尊く、やりがいのある仕事である。多くの教員は、その価値と魅力を理解し、教職を続けている。現在教職に就いていない人でも、その価値と魅力を認識している人は一定数いると思われるので、勤務環境が好転すれば、職業選択の対象として教職を考える人は増えるであろう。

教諭等定数を増やすには、当然予算が必要になるが、学校が置かれている状況の改善、そして文部科学省の方針の実現のためにも、国として必要な予算を学校教育に配分すべきであろう。荒瀬克己氏は、大切なことにお金をかけることの必要性、そして高校標準法の改正について、以下のように述べている<sup>10)</sup>。

「生徒がいて、先生がいて、学校を支える人たちがいて、という至極あたりまえの状況をつくる。そのためにもまず、教師不足の解消と、教師が本来の業務に向かえることが必須だが、それには条件整備が必要だ。お金がかかる。ただし、ほんとうに重要ならば、そしてわたしのみならず多くの人が重要だと考えているわけだが、ぜひお金をかけないといけない。(中略)たとえば定数法(高校標準法)を改正して、常に『余裕』のある状態をつくるのはどうか。各校に1、2割の『余分』のスタッフを確保することで、産休・育休や病休に対応する。1校に集中した場合は学校間で調整する。『余分』はふだん、チームティーチングや遊軍的な仕事をする。教職員全体の仕事量の減少と仕事の質の向上は、もちろん、子どもたちの学びに還元される。」

幸か不幸か、今後は少子化により生徒数が激減していくので、定数改善が行われても大幅な予算増とはならないであろう。少子化に合わせて段階的に定数改善を行うなど、予算をやりくりしながら定数改善を行う手段はあると考える。

## 4 高校標準法の問題点と改善の方向性

### (1) 高校標準法の設計

高校標準法は1961年に施行されており、その後何度か改正されて現在に至っている。この法の目的は、第1条において「公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定める(以下略)」と示されている。重要なのは、この法の施行時点では、「全国の高校の規模、学級編成を適正化し、そのための教職

員定数を確保する」ことを目的とした法律であり、全国の高校の教育水準を担保し、格差を減らすことを目指している点である。

なお、第2条では語句の定義(第3条は削除)、第4条では高等学校の適正な配置及び規模(第5条は削除)、第6条では学級編制の標準が示され、第7～12条で教職員定数の標準が示されている。第7条では第8条～第12条の合計が教職員数の標準であることが示され、第8条は校長、第9条は教諭等、第10条は養護教諭、第11条は実習助手、第12条は事務職員の定数となっている。教諭等の定数は第9条第1項1号～9号に示されており、第9条第2項は第1項に示されていない学科について、「前項(第1項)の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする」ということを示すために設けられており、それらの学科の教諭等定数は実際に施行令第2条で定められている。

### (2) 副校長・教頭定数について

第9条第1項1号が副校長・教頭の定数と考えられている。しかし、法の中では副校長・教頭の定数として明記されてはおらず、「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数」の1項目として示されている。

副校長については、2006年に設置された「教育再生会議」<sup>11)</sup>において、「校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため」<sup>12)</sup>、議論が行われ、学校教育法改正により副校長の職を置くことができるようになり、加えて主幹教諭・指導教諭も置くことができるようになった。しかし、その際に副校長・主幹教諭・指導教諭の定数が高校標準法で定められることはなく、現在でも明確に定められていない。

第9条第1項1号で定められている内容を整理すると、次の4点になる。

- イ 全・定別 収容定員201人以上×1
- ロ 複数大学科設置校 収容定員681人以上+1
- ハ 複数大学科設置校以外921人以上+1
- ニ 通信制の課程数

現在の法では、イに示されているように、収容定員が201人以上でないと副校長・教頭の定数が算定されない。201人は40人学級で換算すると6学級(5学級では200人で1人足りない)となり、3学年制の学校では1学年2学級以上の規模でないと副校長・教頭の定数は算定されないことになる。近年は加速する少子化の影響により、全国の中山間地の高校で1学年1学級の学校が増えているが、それらの学校にも法の上では副校長・教頭が配置されないことになる。加えて、4年制で1学年1学級の夜間定時制は収容定員が160人であり、この場合も副校長・教頭定数は算定されない。

では、副校長・教頭2人の定数が算定されるのはどのような状況かと言えば、ロ、ハに示された場合であり、複数学科で収容定員681人以上(1学年6学級以上)か、一学科で収容定員921人以上(1学年8学級以上)の場合である。都市部の高校で

はその学校規模を維持できるかもしれないが、地方の高校では小規模化が進んでおり、それだけの収容定員を維持できなくなっている。しかし、高校の適切な「マネジメント」のためには副校長・教頭の配置が不可欠であるため、多くの教育委員会では、小規模校、夜間定時制を含めて、後に述べる教諭等定数を使って副校長・教頭の配置を行っている。その結果として、実際に配置できる教諭等の数が減ることになる。

近年、学校の管理業務の困難性は高まっている。クレーム対応、いじめへの対応、多様化する生徒への対応、教職員人事評価の実施、不祥事防止対策、生徒募集に係る広報活動、外部との連携など、管理職が行うべき業務量は増大している。しかし、高校標準法の中で副校長・教頭の定数が明確に定められていないことは、それらの業務を誰がどのように行うのか、という、マネジメントに関する重要な事柄が法的に整備されていないことを示している。校長のリーダーシップの下、学校を適切に運営していく上で、副校長・教頭の実在は非常に重要であり、高校標準法において配置を明確にすることが必要である。

改善案として、第1項1号において「全日制、定時制、通信制の課程数×2」と副校長、教頭の定数を定め、全ての高校に副校長及び教頭を配置することを明記すべきであろう。また、主幹教諭・指導教諭の配置については、収容定員ごとのルールを定め、なるべく多くの学校に主幹教諭・指導教諭を配置できるようにすることが望ましい。

### (3) 教諭等定数について

教諭等定数は第9条第1項2号～9号で定められている。2号では生徒の収容定員ごとに教諭等定数を算出する仕組みになっている。具体的には、収容定員を「除すべき数」で除し、1未満の端数は切り上げることで算出される。例えば、全日制普通科高校の1学年6学級の場合の収容定員は720人（40人×6学級×3学年）であり、その「除すべき数」は18.9である。計算すると38.1だが、少数は繰り上げられ、39人となる。2号に示された生徒の収容定員と「除すべき数」は表3のとおりである。

また、第9条第1項3号は通信制の定数であり、4号は全・定の「習熟度別編成、少人数指導」の定数と言われるもので、収容人数により1～5人が加算される。5号は大規模通信制の定数、6号は「生徒指導、進路指導、教育相談」の定数と言われるもので、収容定員が全日681人以上、定時441人の場合に加算される。7号は農業・水産・工業、8号は商業、家庭の学科における収容定員による加配であり、9号は寄宿舎を有する高校の加配である。

3号から9号で示される定数をまとめると表4のようになる。なお、情報処理科、芸術科、理数科、外国語関係学科、総合学科など、第9条第1項に示されていない学科の教諭等定数については、前述した施行令第2条で定められている。

【表3 高校標準法第9条第1項2号 生徒の収容定員と「除すべき数」】

| 課程  | 生徒の収容定員   | 除すべき数 | 生徒の収容定員       | 除すべき数 |
|-----|-----------|-------|---------------|-------|
| 全日制 | 40人以下     | 8     | 521人～640人     | 18.2  |
|     | 41人～80人   | 11.4  | 641人～760人     | 18.9  |
|     | 81人～120人  | 15    | 761人～880人     | 19.5  |
|     | 121人～240人 | 16    | 881人～1,000人   | 20    |
|     | 241人～280人 | 16.4  | 1,001人～1,120人 | 20.5  |
|     | 281人～400人 | 17.1  | 1,120人以上      | 21    |
|     | 401人～520人 | 17.7  |               |       |
| 定時制 | 40人以下     | 8     | 441人～600人     | 22.2  |
|     | 41人～80人   | 11.4  | 601人～760人     | 23.5  |
|     | 81人～120人  | 15    | 761人～920人     | 24.7  |
|     | 121人～240人 | 18.5  | 921人～1,080人   | 25.8  |
|     | 241人～280人 | 19.3  | 1,081人以上      | 26.7  |
|     | 281人～440人 | 20.7  |               |       |

【表4 高校標準法第9条第1項3号～9号】

| 号  | 定数算定方法                                                                                                                                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3号 | 通信の課程<br>人員の区分ごとに「除すべき数」で除して算出<br>1-600人 除すべき数46.2 601-1,200人 除すべき数66.7 1,200人以上 除すべき数100                                                                     |
| 4号 | 全日制321人以上、定時制441人以上の課程 課程数×○<br>全日：321-560人×1 561-680人×2 681-1,040人×3<br>1,041-1,160人×4 1,161人-×5<br>定時：441-920人×1 921人-×2                                    |
| 5号 | 通信制 課程数×○<br>2,401-3,000人×1 3,001-3,600人×2<br>3,601人-×3                                                                                                       |
| 6号 | 全日制681人以上 定時制441人以上 課程数×○<br>全日：681-1,040人×1 1,040人-×2 定時：441人-×1                                                                                             |
| 7号 | 農業、水産、工業に関する学科 学科数×○、人数により+○<br>(農・水) 全日：小学科×1、201人以上+2<br>定時：小学科×1、281人以上+1<br>(工) 全日：小学科×2(+1、201人以上+2、921人以上+3) 定時：小学科×2(281人以上+1)                         |
| 8号 | 商業又は家庭に関する学科 学科数×○、人数により+○<br>全日：41-200人×1、201-320人×3、321-680人×4、<br>681-1,160人×5、1,161人-×6<br>定時：121-200人×1、201-280人×2、281-440人×3、<br>441-1,080人×4、1,081人-×5 |
| 9号 | 寄宿舎生徒数51人以上の寄宿舎を置く学校数×1                                                                                                                                       |

注) 表中の×○の○には、収容定員に応じて表中の×□の数値が入る。

教諭定数の改善については、いくつかの方法が考えられる。1点目は、前述した第1項1号の教頭定数に主幹教諭、指導教諭の定数を明記することである。この号で主幹教諭・指導教諭の定数が定められれば、全ての学校のマネジメント体制が充実させることができ、かつ教諭定数を管理職員の配置のために削る必要がなくなる。

次に考えられるのは、2号、3号の「除すべき数」の見直しである。例えば、全日制普通科高校で収容定員720人の場合の「除すべき数」は18.9であるが、この「除すべき数」が16になれば、算出される教諭等定数は39人から45人(720÷16=45)



になる。「除すべき数」全体を見直すことができれば、大幅な定数改善を行うことができる。

3点目として、4号から8号の人数区分を見直す方法が考えられる。現在の法では小規模校が算定対象となっていないが、4号及び6号については、小規模校においても習熟度別、少人数指導、生徒指導、進路指導、教育相談等を行っているので、下限を撤廃すれば定数改善につながる。例えば、4号の全日制は321人から560人で1人算定するようになっているが、この下限をなくし、「560人まで1人」とすれば、小規模校の教員数を増やすことができる。

各号の見直しの他に考えられるのは、例えば遠隔教育加配、探究加配、地域連携加配など、特色ある教育について加配措置を行う方法である。加配については現在でも「研修等定数」により行われているが、現在の高校の教育活動に対して十分に行われているとは言えない。遠隔教育については今後実施する高校が増加すると考えられるが、授業は遠隔で行うにしても、評価、単位認定は生徒の状況を理解している教員が行う必要があり、特に「主体的に学習に取り組む態度」の評価を遠隔地から適切に行うことが可能か、という問題がある。

探究活動や地域連携についても多くの高校で様々な実践が行われているが、生徒の活動支援や調整にはかなりの労力が必要である。校内にコーディネーター的な存在の教員の定数が確保できれば、担当者がその業務に時間を割くことができ、活動を充実させることができる。

さて、教諭等定数については、法が作られた1960年代と現在では学校を巡る状況が大きく異なっている。この法は人口増加の時代に設計されているためか、学級数が増えて規模が大きくなるにつれて教諭等定数が増えるようになっているが、逆に学級数が減り収容定員が減少すると、教諭等定数が大きく削られる構造になっている。現在は急速な少子化が進行しており、その進行により各校の教諭等定数が削られている。

全国の公立高校全日制における各校の学級数について、学校基本調査<sup>13)</sup>をもとに2018年度と2025年度を比較すると、表5のように変化している。この8年間で、全国の公立高校において小規模化が急速に進んでいることが分かる。全体として15学級以下の小規模校が増え、16学級以上は減少している。特に、16学級から30学級の減少数が多い。なお、この間に全国の公立全日制高校は130校減少しており、再編統合、閉校が進んでいることがわかる。

【表5 公立高校全日制 各校の学級数の推移（2018-2023）】

| 公立高全日制学級数 | 2018  | 2025  | 増減    |
|-----------|-------|-------|-------|
| 3学級以下     | 149   | 190   | 41    |
| 6学級以下     | 226   | 237   | 11    |
| 9学級以下     | 281   | 300   | 19    |
| 12学級以下    | 396   | 464   | 68    |
| 15学級以下    | 448   | 471   | 23    |
| 18学級以下    | 618   | 569   | ▲ 49  |
| 21学級以下    | 492   | 395   | ▲ 97  |
| 24学級以下    | 449   | 391   | ▲ 58  |
| 27学級以下    | 227   | 188   | ▲ 39  |
| 30学級以下    | 88    | 37    | ▲ 51  |
| 33学級以下    | 10    | 14    | 4     |
| 36学級以下    | 1     | 0     | ▲ 1   |
| 39学級以下    | 1     | 0     | ▲ 1   |
| 40学級以上    | 2     | 2     | 0     |
| 計         | 3,388 | 3,258 | ▲ 130 |

注) 表中の数値は学校数

このような状況の中で、実際にどのように教諭等定数が減少するか、全日制普通科の例を表6に示す。

全日制普通科1学年6学級、3学年で18学級の高校の収容定員は720人であり、算出される教諭定数は43人である。この高校が学級減となると、1学級減の17学級になった時点で教諭定数は38人になり、5人減少する。1学級減による授業時間数の減少は1学級分、週あたり30時間程度だが、教諭が5人減れば、一人週あたり18時間として計算すると90時間分の担当がいなくなることで、学校の教育活動に甚大な影響を及ぼし、結果として生徒の科目選択の可能性を狭めることになる。さらに学級減が進み、1学年5学級（3学年で15学級）が完成した時には、教諭定数は35人になる。3学級分の収容定員の減少に伴い削減できる授業時数は週あたり90時間程度（週30時間×3学級）だが、教諭は8人減り、週あたり一人18時間として計算すると144時間分の授業担当がいなくなることで、学校の教育力低下が避けられない状況になっている。

【表6 全日制普通科 18学級から15学級になる場合の教諭等定数】

| 学級数 | 収容定員 | 2号定数 | 4号定数 | 6号定数 | 計  |
|-----|------|------|------|------|----|
| 18  | 720  | 39   | 3    | 1    | 43 |
| 17  | 680  | 36   | 2    | 0    | 38 |
| 16  | 640  | 36   | 2    | 0    | 38 |
| 15  | 600  | 33   | 2    | 0    | 35 |

実際には、学校設置者（各都道府県、設置市町村の教育委員会）の多くは、先に示した副校長・教頭の配置を含めて、全ての高校の教諭等定数をやりくりして激減を緩和したり、小規模校の学校運営に配慮を行ったりしている。このやりくりをするためには、大規模校の教諭等定数を削って小規模校に回す必要

があり、結果として、当該教育委員会の公立高校全てにおいて、実際に配置される教員数が減っていくことになる。

急激な少子化に伴う学級減、そして教員数の大幅な減少は、全国の多くの地域で加速度的に進行している。1980年に150万人を超えていた全国の出生数は2016年に100万人を切り、2024年は68万6061人<sup>10)</sup>となっている。この状況を踏まえれば、今後も更なる少子化が進行していくことは確実であろう。各教育委員会は早急に高校の再編統合を行っていく必要があるが、同時に子どもたちに学びの場を確保するため、ある程度の数の小規模校を残す必要がある。このまま高校標準法が改善されないと、小規模校の数が増えていくにつれて、小規模校の教育水準が保てないことはもちろんのこと、大規模校も教員数が減ることにより教育水準が下がり、地方の公立高校全てが苦境に立たれることになる。

#### (4) 養護教諭定数について

養護教諭の定数は法第10条に定められている。課程別に整理すると、表7ようになる。

【表7 養護教諭の定数】

| 課程  | 定数算定 (課程数×○)                   |
|-----|--------------------------------|
| 全日制 | 81 - 800人 × 1      801人以上 × 2  |
| 定時制 | 121 - 800人 × 1      801人以上 × 2 |

問題点として、まず、収容定員80人以下の全日制、120人以下の定時制には養護教諭が配置されない構造になっていることが挙げられる。現在、多くの都道府県において学校の統廃合が行われているが、このルールに従えば、学校が閉校に向かう時、全・定とも1学年分が募集停止になった時点で養護教諭が配置されないことになる。実際には生徒が学校におり、生徒の心身の健康を適切に管理する必要がある。また、養護教諭が配置されていない中で重大事故が起こる可能性もあるので、学級減が進行したとしても、学校で教育活動が行われている間は養護教諭が定数措置されるよう、定数算定の下限は早急に撤廃すべきである。

2点目として、複数配置は「収容定員が801人以上」となっている点である。現在、様々な発達特性を持つ生徒が高校に入学している。保健室では多様化する生徒への対応に多くの時間を要するようになってきており、800人に養護教諭1人という定数は厳しい。例えば、複数配置が561人以上となれば、15学級から複数配置が行われることになり、生徒、教職員は安心して学校生活を送ることができるようになる。

3点目として、通信制の課程に養護教諭が算定されない点である。通信制課程ではスクーリングを実施しており、実際に生徒が登校して授業を受けている。その際は生徒が怪我をしたり、体調不良を訴えたりする可能性が常にある。また、通信制を選択する生徒の大部分は小中学校時代に不登校の経験があり、そのような生徒の多くは心身に課題を抱えていたり、学校に不応を起したりしている。多くの通信制過程では、自習室や相談

室を設け、生徒の登校を促す取組が行われている。生徒の様々な表れや課題に対応するためには、通信制にも養護教諭を定数措置し、適切な指導を行うことができる体制を整備すべきである。

## 5 まとめ

高校の勤務環境は厳しく、小中学校と同様に改善が図られるべきである。加えて、全国の公立高校は私立高校の授業料実質無償化政策の影響を大きく受けるとともに、急速に進む少子化への対応を迫られている。このまま法改正がなされず、放置されれば、地域の高校の存続が危うくなり、ひいては地域社会の衰退、消滅につながる。

地域間の格差を解消し、全国どこでも高校教育を受けることができるようにするためには、高校標準法の改正について早急に議論が行われることが必要である。これまでも法改正の必要性は、現場や教育委員会関係者中心に述べられてきたが、法律のどこに、どのような問題があるのかについて十分に議論されてきたとは言えない。高校の現状、そして国が高校に求めてきたことを踏まえ、議論を行った上で、抜本的な法改正を進めることが必要な時期に来ている。

改善の具体案としては、副校長、教頭の定数を明確にすること、教諭等定数を改善すること、その際、学級減が進行する高校や小規模校に配慮がなされるようにすること、加えて、生徒の健康・安全のため、養護教諭の定数を改善することである。

文部科学省が2025年11月に示した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）骨子～2040年に向けたN-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想～」には<sup>15)</sup>、以下の点が基本認識として挙げられている。

**公立高校は、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズ、地域が求める人材、学校の地理的状況などの観点から、地域における高校教育の普及や機会均等を図る重要な存在。**

文部科学省が公立高校の役割、重要性を示していることは、公立高校の今後に希望を与えるものである。文部科学省には、少子化により小規模化が進む地方の公立高校が現在置かれている窮状を踏まえ、定数改善に関する議論を行うワーキンググループを作るなどして、早急に改善案を検討することの必要性を認識してほしい。このことは、公立高校だけの問題ではなく、日本社会、地域社会の問題として、今こそ国がリーダーシップを持ち、課題の解決を図ることが求められているのではないだろうか。

## 参考文献

- 1) 学校基本調査（令和7年度） e-Stat  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922>
- 2) 永岡桂子文部科学大臣（当時）メッセージ（2023.08.29）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/mext\\_00401.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00401.html)
- 3) 中央教育審議会提言「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（2023.08.28）  
[https://www.mext.go.jp/content/230828-mext\\_zaimu-000031605\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/230828-mext_zaimu-000031605_1.pdf)
- 4) 文部科学省「教員勤務実態調査」（2023.4.28 公表）  
[https://www.mext.go.jp/content/20240404-mxt\\_zaimu01-100003067-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240404-mxt_zaimu01-100003067-1.pdf)
- 5) 中央教育審議会提言『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について』（2023）  
[https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt\\_zaimu-000037716\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_zaimu-000037716_01.pdf)
- 6) 刈谷剛彦 「コロナ後の教育へ」（2020，中公新書ラクレ）
- 7) 広田照幸 「月間高校教育」令和5年10月号 特別寄稿
- 8) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」 昭和36年法律第188号  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000188>
- 9) 文部科学省「令和7年度『教師不足』に関する実態調査」  
[https://www.mext.go.jp/content/20260302-mxt\\_kyoikujinzaio1-000047773\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260302-mxt_kyoikujinzaio1-000047773_1_1.pdf)
- 10) 荒瀬克己「おとなの探究基礎」（高校教育 2023.10）
- 11) 文部科学省「教育再生会議」について  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab200601/column/001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/column/001.htm)
- 12) 文部科学省「学校三法の改正について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaisei/07101705/001.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kaisei/07101705/001.pdf)
- 13) 学校基本調査2018, 20025年  
「学級数別学校数」をもとに算出  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922&tclass2=000001236962&tclass3=000001236963&tclass4=000001236969&tclass5val=0>
- 14) 厚生労働省統計情報 「令和7年版厚生労働白書 資料編」  
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/25-2/>
- 15) 文部科学省「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称） 骨子 ～2040年に向けたN-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール1構想～」  
[https://www.mext.go.jp/content/20251128-mxt\\_koukou01-00046079\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20251128-mxt_koukou01-00046079_01.pdf)